

他市場上場会社に係る上場制度の見直しに係る「有価証券上場規程施行規則」等の一部改正について

2023年10月25日
株式会社名古屋証券取引所

I. 改正趣旨

当取引所は、「有価証券上場規程施行規則」等の一部改正を行い、本年10月30日から施行します。

今回の改正は、国内の他の金融商品取引所に上場している株券の発行者（以下「他市場上場会社」といいます。）が当取引所に新規上場申請する場合には、申請書類を一部簡素化するなどの取扱いを行っていますが、2022年4月の当取引所及び株式会社東京証券取引所における各市場の上場基準等の整備後の状況を踏まえて、上場審査における弾力的な取扱いを拡大するとともに、新規上場申請手続きを整理するなど、他市場上場会社に係る上場制度の見直しを行うものです。

II. 改正概要

1. 上場審査の弾力的な取扱い

新規上場申請者が他市場上場会社である場合の当取引所の各市場への上場審査は、当該他市場における経営成績等のほか、コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制並びに企業内容等の開示実績等の状況から当取引所が適当と認める場合には、実質審査基準の各観点の全部又は一部に適合するものとして取扱うことができることとします。

ただし、当該取扱いの適用は、新規上場申請者が他市場上場会社である場合のネクスト市場への上場審査においては、国内の他の金融商品取引所の新興市場に上場後3年を経過していない場合に限ることとします。

2. 新規上場申請手続きの整理

新規上場申請者が他市場上場会社である場合で、ネクスト市場へ新規上場申請を行うにあたり提出書類の一部を省略することができるのは、国内の他の金融商品取引所の新興市場に上場後3年を経過していない場合に限ることとします。

3. 上場に関する料金の見直し

新規上場申請者が他市場上場会社である場合の、上場審査料及び新規上場手数料に係る半額措置をとりやめます。

4. その他

市場区分の変更審査においても、「1. 上場審査の弾力的な取扱い」と同様に取扱うことができることとするほか、メイン市場又は

(備 考)

・有価証券上場規程施行規則（以下「施行規則」という。）第215条の2、第231条の2

・施行規則第248条の2

・施行規則第243条第1項、第2項

・施行規則第702条第2項、上場手数料等に関する規則第2条第2項第1号

・施行規則第310条第1号等

ネクスト市場への市場区分の変更審査料の半額措置をとりやめ、50万円から100万円とするなど、所要の改正を行います。

・施行規則第704条第1項

Ⅲ. 施行日

- ・2023年10月30日から施行し、施行日以後に新規上場申請又は市場区分の変更申請を行う会社から適用します。

以 上